

平成 18 年度 第 8 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 11 月 13 日 (月) 15:40 ~ 16:52

2 . 場所 : 官邸 4 階 大会議室

3 . 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、鈴木良男議長代理、黒川和美、志太勤、白石真澄、中条潮、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司、大橋豊彦、福井秀夫各専門委員
(政府) 安倍内閣総理大臣、塩崎内閣官房長官、下村内閣官房副長官、鈴木内閣官房副長官、的場内閣官房副長官、根本内閣総理大臣補佐官、佐田大臣、林副大臣、岡下政務官
(事務局) 坂内閣官房副長官補、河内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、黒岩参事官、岩佐企画官、岩村企画官、萬谷企画官

4 . 議事次第

(1) 最終答申に向けての重点検討課題等について

(2) その他

5 . 議事録

草刈議長 それでは、定刻になりましたので、平成 18 年度第 8 回「規制改革・民間開放推進会議」を開会いたします。

本日は特段の御配慮をいただきまして、安倍総理に御出席を賜りました。委員一同を代表しまして、心から御礼を申し上げます。

更に塩崎官房長官、佐田大臣を始めとする関係者の皆様にも御出席をいただいております。大変御多忙の折、当会議に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今回の会議から新たにお二人の委員に会議に参加をしていただくことになりましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、中条潮委員でございます。

中条委員 中条でございます。よろしくお願いいたします。

草刈議長 そして、今回は御欠席でございますが、八田達夫委員です。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速でございますが、会議の開会に当たりまして、安倍総理より一言ごあいさつを賜りたく存じます。総理、よろしくお願いいたします。

内閣総理大臣 安倍晋三でございます。むしろお礼を申し上げなければいけないのは私の方でございます。大変お忙しい中、委員の皆様には積極的に御議論をいただいておりますことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。

規制改革・民間開放推進会議の開催に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。本会議におきましては、これまでも簡素で効率的な政府を実現するための市場化テストの導

入や、より利用者のニーズを踏まえた幼稚園、保育所の一元化など、大変意義のある提言、御議論をいただいております、誠にありがとうございます。

小泉内閣から私の内閣に変わったわけではありますが、この規制改革を含め構造改革に向けての我々の意識は全く変わらないということは、まずはっきりと申し上げておきたいと思っております。

私が申し上げております、美しい国をつくり上げていくためには、安定した経済成長が不可欠であります。そのかぎを握るのはイノベーションの力とオープンな姿勢であると考えております。規制改革は、これまで規制によって困難であった革新的なビジネスモデルや製品・サービスを生み出すことを可能にするものであり、民間活力を最大限に引き出し、イノベーションを開花させる上で極めて有効な手段であると認識をいたしております。

委員の皆様におかれましては、イノベーションの創造を始めとして、国内の重要課題の解決につながる規制改革が実現できるよう、最終答申のとりまとめに向け、引き続き精力的な御審議をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

草刈議長 総理、どうもありがとうございました。

続きまして、佐田大臣から一言お願い申し上げます。

内閣府特命担当大臣（規制改革担当） 御紹介いただきました、規制改革担当大臣の佐田でございます。規制改革・民間開放推進会議の委員の皆様方におかれましては、大変積極的な御議論を賜っていることに対しまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

今、総理の方からあったとおりでありまして、しっかりと改革を加速させるということで議論をこれからもお願いしたいと、かように思っております。

いよいよ最終答申がとりまとめられるという話を聞いております。最終とりまとめに当たりましては、当会議と密に連携を取らせていただくとともに、答申をいただきましたならば、その内容が実行に移されるよう、できる限りの努力をしてみたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

草刈議長 どうもありがとうございました。私どもといたしましても、内閣の重要課題の解決に向けて、いかなる規制改革をなすべきか。しっかりと審議を行って、年末に答申をとりまとめしていくという所存でございますので、今後とも御指導くださいますよう、よろしく願いいたします。

（報道関係者退室）

草刈議長 それでは、私から最終答申のとりまとめの報告につきまして、全般的な御説明をさせていただきたいと思っております。詳細については、後ほど皆様と議論をさせていただくつもりでございます。

報告について、ごく何点かかいつまんで御報告をいたします。

まず第1点目は、最終答申としては、この3年間にわたった審議を重ねてきた当会議の活動を締めくくる集大成という位置づけをしております。したがって、本答申においては、これまでの当会議の活動を総括して、今後の規制改革の方向性や課題について問題

を提起していくということ。それから、早急に行うべき規制改革の具体策について提言をさせていただきたいと考えております。

今後の規制改革の推進に当たって重視すべき視点、あるいは課題としまして、私としては次の6点を考えております。

まず第1点目は、先ほど総理からもお話がございましたが、官と民、国と地方の分担・協働を通じたスリムな行政の構築でございます。民間にできることは民間に、地方にできることは地方に、そういう考え方に基つきまして、引き続き、これらの役割分担の見直しを行っていく必要がある。

2点目として、改革と競争を通じたオープンな経済社会の構築。これも先ほどお話がございましたが、医療、物流、農業等々について、今後更に改革を進めていく必要がございます。これらの諸改革の推進は革新的なビジネスを創出して、イノベーションの創造に資するものと考えておまして、ひいては今後の経済成長の言わばエンジンルームになるべき、極めて重要なタスクではないかと考えています。

3点目として、多様な働き方と再チャレンジを可能とする社会の実現でございます。このため、労働法制の改革についても検討していく必要がある。

4点目として、豊かな創造性あふれる国づくりの基盤となる教育の再生でございます。児童生徒・保護者の視点に立って、真に質の高い教育が受けられるような環境の整備を進める必要があるという認識でございます。

5点目として、安全で安心な生活環境の実現ということでございます。例えば福祉・保育の分野において、多様な利用者のニーズに対応した保育サービスの提供を可能にするという改革などでございます。

最後に6点目として、横断的かつ定期的に規制を改革する制度の構築。各府省の持つ規制について、その効果・影響を検証し、不断に見直しを行っていく仕組みづくりが必要である。

以上、6点でございます。

今、申し上げた課題については、12月の最終答申までの短い時間には解決できないものもあろうかと思いますが、早期に具体的成果を目指すものと今後の規制改革の推進に向け、当会議として問題提起をさせていただくもの。この2つを精査していきながら、最後の努力をしていきたいと思っています。

特に再チャレンジに資すると思われ、教育・農業・労働の各分野から重点取組テーマを3項目ほど抽出して、これに向けて全力投球して、次期につながる成果を目指していきたいと考えております。

総理、官房長官、佐田大臣を始め、皆様方の御支援をくれぐれもよろしくお願いを申し上げます。

実は総理が当会議に御臨席をいただくのは、この3年間で初めてでございます。そういうことありまして、一同大変感激をしております、また私どもといたしましても、総

理の御期待に応えるべく、今後も精一杯努力をしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

総理におかれましては、公務御多忙でございますので、ここで退席をさせていただきます。本日は誠にどうもありがとうございました。

(内閣総理大臣退室)

草刈議長 それでは、議事を進めさせていただきます。ただいま私から最終答申のとりまとめの方向について御説明を申し上げますが、最終報告の構成につきましては、これに沿った形でお手元にお配りした資料「規制改革・民間開放推進会議最終答申骨子(案)」というのにあるとおりにいたしたいと考えております。今のお手元にお配りをしました資料がございますので、これについて何か御質問等がございましたら、どうぞお願いをいたしたいと思っております。

1枚紙です。今いきなりというのもあれですから、答申の骨子についてはこのペーパー、この前の当会議でも確認をしたのとほとんど同じだと了解しております。続いて、時間の関係もありますので、それぞれの項目について、後ほど御担当される委員を決めていただきまして、事務局とともに今月下旬をめどに案文を作成していただくようお願いをしておきたいと思っております。これはもう既に委員の方もほとんど決めておられると思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、年末答申のとりまとめに向け、これまで各ワーキンググループで審議を進めていただいたわけですが、この状況について報告をいただきたいと思っております。

この前の繰り返しになる部分もあるかと思いますが、各ワーキンググループ3分程度でよろしくお願いをいたします。

矢崎主査は途中で退席をされるということなので、最初に「生活・環境・流通分野」について、矢崎委員からよろしくお願ひします。

矢崎委員 それでは、私から生活・環境・流通分野ワーキンググループの検討状況を御説明させていただきたいと思っております。

この「最終答申に向けた主要検討事項」の6、7ページに具体的に書いてございますので、ひとつ御参照願いたいと思っております。

環境分野につきましては、廃棄物リサイクルに関しては、排出物を廃棄物ととらえるのか、それとも循環資源ととらえるかの根本的な課題がありますが、その中の制度を変えていくことによって、より円滑に排出物を循環させる方向へ持っていくことが重要であると考えております。

その方向に基づき、廃棄物処理法上の各種制度面の改善や廃棄物処理施設の工業専用地域における処理能力要件の緩和、規制の撤廃などについて検討しております。また、温室効果ガス削減については、廃棄物リサイクル分野と重なる部分も多く、例えば廃棄物を活用した熱回収や発電の促進とか木質バイオマスをより有効活用しやすくする環境整備などの検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、申しあげました項目をできるだけ多く確保できるように、環境省を中心に意見交換、折衝を行ってまいりたいと思います。具体的には来週の20日、21日に環境省及び国交省に対してヒアリングを開催いたしたいと思っております。

次に、危険物保安分野においては、特に技術革新に即応できる消防機材の性能規定化へ向けた検討を行ってまいりたいと思っております。

簡単ですけれども、以上です。

草刈議長 ありがとうございます。それでは、続いて「官業民間開放」、鈴木主査からお願いします。

鈴木議長代理 先回までにいろいろ御説明申しあげましたので、その後の状況について御説明いたします。

この官業の民間開放というのは、2002年のころからやっておる仕事でして、その一方では市場化テストという委員会がございまして、これがもう発足しておるわけですが、この市場化テストというのは、そういうことをやりたいという人がいて、その人と官、あるいは民間において、どちらが効率的かということコンテストする仕組みであるわけです。

私どものやっております官業の民営化というのは、およそ考えてみて、こういうものは官業ではなくて、民間に移管できるのではないかとこのものをピックアップして、そのチェック、精査をするという作業であるわけです。したがって、今後、官業に対して参加をしようとする人に対して、一つのよりどころを与えるという役割も果たしておるわけです。

実績的には、当委員会になりましてからは約七十項目を取り上げておりますが、それ以前も加えますと130項目。今年も加えると約百四十ぐらいになるかと思っております。ちなみに母数は800というものの中から抽出してやっているところです。

そういうことですが、今年の問題としましては、先般も御説明申しあげましたが、独立行政法人の資産圧縮に関する問題。検査・登録・研究業務に関する問題。施設の運営・管理等の民間開放の問題。こういう問題を取り上げてやっております、内容については先回御説明申しあげましたので、繰り返しいたしません、先週は全日朝から晩までヒアリングを行ってまいりました。今日もさっきやり、明日で大体1次、2次ヒアリングが終わるというスケジュールです。

それに基づいて、もうスタートしておりますけれども、案文の詰めをやっております、うまくいっておるところ、なかなか難航しておるところ、区々ではございますけれども、できるだけ多くの成果を得たいと考えております。官業の民間開放につきましては、以上のとおりです。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは「横断的制度分野」について、まず基本ルール分野ですけれども、これはお二方からお願いします。

鈴木議長代理 それでは、引き続きまして、基本ルールワーキンググループについて御説明申し上げます。

基本ルールのワーキンググループにつきましては、規制の定期的見直し等の推進というのが第1のテーマでして、現在までに約千八百本ほどある法律の中のものについて、定期的見直し時期を決めようということで、各府省に対して作業をお願いして、本当は10月末までに欲しかったのですが、大分集まってはいるがまだ欠けておるところもあるというので、そういうのについての定期的見直し時期、これを個別に決めていくという作業をしている最中です。

規制の新設・見直しにおける具体的基準については、これはRIAですけれども、既に総務省において研究試行的に実施していただいておりますので、その模様を先般もヒアリングをいたしました。この促進を図るといって問題であります。現在、総務省においてはノーアクションレターについて、そのニーズだとか、あるいはどのような事項ということについてアンケートを募集中ということですが、今までのノーアクションレターというのは処分、つまり許認可とか、あるいは不利益処分というものに関連して、そういう一定の行為というものを行政はしないことを約束するというのか、そういうことをあらかじめ明らかにするシステムであったわけですが、これを処分に限定せずに、そのほかの行政権の発動にも及ぼすかという課題です。典型的にいえるのは、ある省の告発を待って措置が行われるというような事案について、こういうことなら告発を受けないのでしょかということについて、ノーアクションの問い合わせをするというシステムでして、先ほど申しましたようにニーズについて、今、調査をしておりますので、その結果も織り込んだ提言にしたいと考えております。

次の国地方等の分野ですが、この問題につきましては何度も言っておりますが、国の過剰関与の問題というのと、地方ごとに異なった規制というもの。この2つの観点で見えておるわけです。

次に指定管理者制度ですが、この指定管理者制度というのは、この民間開放を行ったときの一つの大きな成果であって、かなり定着してきておる制度だと言われておるわけですが、今までの実績を見ても、ともすると従来の管理者であった者がそのまま管理者になって、公募が少ないという問題が指摘されております。こんな点も踏まえて、これの在り方を健全にますます普及していくような状況を醸成したいということで、先般、総務省と意見交換調整中であります。

基準認証・資格制度ですが、資格者の質の向上、懲戒処分等の適正な実施という問題について、中間答申で盛り込んだ分野等について、引き続き検討をしております。個別の資格制度に関する問題といたしまして、まず第1点としては、新司法試験が第1回の卒業生を法科大学院から出て、スタートしたところですが、これの今後の方向性について、どのように進めていくのかということについて、先週末に法務省と意見交換をいたしました。そういう点について、方向性をはっきりさせるということで進めたいと思っ

おります。

更に民間その他から要望がございました、資格制度の見直し。特に建設業法関連とか、法律関連資格の隣接業務について、具体的な要望がありますので、これについて検討しております。

現在取り上げておりますのは、社会福祉関係の社労士が簡易裁判所における訴訟代理権を持ちたいという御希望がありましたので、それについて社労士協会、厚生労働省、法務省、日弁連からおのおの意見を聞いて、これの関係の措置を今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、原さんの方から追加はございますか。

原委員 特に追加ということではありませんが、基本ルール分野の規制の定期的見直しという部分については、法律だと1,800本、通知・通達だと膨大な数がありまして、各省庁と事務方に大変な作業量をお願いをしております、これも今回12月で終わるということではなくて、やはり途中段階ということがありますので、是非次期にもつなげていただきたいと考えております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、続いて「福祉・保育分野」を白石委員からお願いします。

白石委員 「福祉・保育分野」の御報告をさせていただきたいと思っております。幼稚園と保育園を一体的に運用します「認定こども園」というのが、今年10月から施行されておりますけれども、これは実態をいろいろお伺いしましたところ、国が定めた基準よりもより厳しいような基準を都道府県がつくっている状況も見受けられます。きちんとこの制度が円滑に運用されますように、基準及びその事務手続の簡素化などについて検討してまいりたいと思っております。

2つ目は、認可保育所における直接契約でございます。現在、御存じのように保育所というのは一部措置制度が残っておりまして、利用者が自由に保育園を選ぶことができません。また、その次の項目とも関連するわけでございますけれども、非常に厳しい基準がございますので、民間事業者が自由に保育に参入してくるということは難しい状況になっております。直接契約をして、よい保育サービスを提供するところに児童を集めるようにすれば民間の参入にもつながってまいりますし、現在、保育に欠けると申しますか、親が共働きでなくては保育園に入ることが非常に難しゅうございまして、日本全国で2万人以上の待機児童数を持っております。

こうしたことを解消していくためには、より市場への参入の促進ということと、よいサービスを提供する保育所に資金が流れるような仕組みが必要でございます。(2)の直接契約と(3)の直接補助はそのようなことを書かせていただいております。

これを共働き世帯、それ以外の在宅主婦の人たちに向けて、保育サービスを普遍化していくためには、ほかに財源を求めることも必要でございますので、育児保険を創設することも併せて検討してまいりたいと思います。

(4)が保育所の認可基準の見直しでございます。現在、最低必要限度の水準ということで、例えば0歳児1人当たり3.3平米以上の面積を必要とするという基準がありまして、なかなかこういう基準をクリアーするために民間企業が参入してくることが難しい状況になっております。

待機児を解消するためにはもう少し基準を緩やかにして、都市型の基準というものを設けたり、既に東京都では実施しておりますけれども、そういう基準の緩和も必要になるのではないかと思います。それについて検討してまいりたいと思います。

(5)は、育児休業取得の分割化でございます。現在、どうしても必要があるときは1年半まで育児休業を取ることができませんが、これについて分割取得は認められておりませんので、実態に合わせて分割取得ができて、その間も社会保険料の免除や育児休業給付が可能となるように検討してまいりたいと思います。

最後が福祉分野でございます。現在、生活保護世帯は高齢化とともに増えておりますけれども、これはセーフティネットでございますが、ここから早期に自立をしていくという必要性がございますが、なかなかその自立が進まない。その部分については、市町村が行っておりますがゆえに、なかなか自立に向けた行動とそのインセンティブが働きにくいような構造にあります。

保護業務の一部でありますケースワークについて、民間委託ができないか。これについても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは「雇用・労働分野」を黒川先生からお願いします。

黒川委員 それでは「雇用・労働分野」における検討課題について、お話しいたします。

こちらに書いてありますように5つの問題。「(1)労働契約法制等の整備」「(2)働き方の多様化に向けた環境整備」「(3)労働者派遣法の見直し」「(4)企業年金に係る利便性の向上」「(5)労働組合法の見直し」などなんですが、ここに書いてありますように、それぞれのテーマについて、今、厚生労働省の労働政策審議会等で改めてこの分野について、我々の方からの要請を受けて、審議検討していただいています。その成果が今年度中に生まれてこようとしていますので、その成果を見つつ、私たちの方とやり取りをしながら進めていきたいと考えています。

とりわけ、ここにありますテーマというのは、経済財政諮問会議において労働市場改革が7大重点改革の分野の1つとして取り上げられておりますので、そちらの方と連携を取って、この関係を深めていって、よりよいものにしていきたいと考えております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは「IT・エネルギー・運輸分野」でございますが、これはまた鈴木議長代理からお願いします。

鈴木議長代理 まずITについて御説明します。お手元の資料にありますように、テーマとしては「(1)公共放送としてのNHKの在り方の見直し」「(2)放送事業に関する規制の見直し」「(3)通信事業における競争の促進」「(4)通信・放送の融合に対応した制度の整備」。この4つのテーマを取り上げております。

このIT分野につきましては、先般、政府・与党合意に基づいて、一定の方向が閣議決定されておりますので、私どもとしてはその方向を踏まえつつ、その内容の細目的なものの実現を目指して、現在、関係者及び関係省庁と協議を行っておる最中です。1つでも多くの問題について、解決が得られたらということで鋭意努力してまいる考えです。

続きまして、エネルギーにつきましては「(1)電気事業分野における自由化範囲の拡大等」、これは小売りの全面自由化という問題ですが、現在は高压分野まで進められておりますが、この小売り全面自由化の早期達成について実現を図りたい。

併せて、この小売りの自由化をやりますときに、現在、新規の参入業者、これはPPSと呼んでおりますけれども、その占める割合はまだ1%程度にしかになっていないというので、まだまだ9電力に対する対抗勢力は言えないわけです。その人たちに対して、どうやってもう少し本当の競争らしい競争環境をつくっていくのか。これが今、一番大きな課題であろうかと思えます。そのための一つの方法として卸電力取引所というものも開設されておりますが、取引量は極めて少ないという実態があります。

中立機関というものも認められておりますが、その権限、機能は当初予定したものよりも狭いものになっております。こういうものをもう少し活性化することによって、電力の新規供給者であるPPSが健全に育っていく。そして、電気事業における競争環境が整備されていくようにする。こういうことを眼目としておるわけです。

「(2)原子力発電の推進等」ですが、これは環境問題に関連して、原子力発電の新設や更新が促進されることは、現在においてはマストであろうかと私どもも考えておりました、どのような仕組みとインセンティブによって、それが達成できるのかということを中心としておるわけでありまして。

「(3)ガス事業分野における自由化範囲の拡大等」、ガス事業につきましては、現在はもう10万立米以上にまで自由化の範囲は広がっております。かつては220万立米であったわけですが、その問題についてさらなる小売りの自由化の拡大ができないのか。こういう問題を中心として議論しております。

現在、鋭意エネルギーと折衝中ですが、問題としては安定供給と環境保全という問題が重要であることは言うまでもないわけですが、その問題が一つの議論の焦点となるわけですが、その2つの要請を満たすのは当然のこととして、しかし、それらを競争の促進という手段によってでも増進できると。競争の導入というものは環境の保全、安定供給に対

して、決して対立し、あるいは矛盾するものではないというところをよく理解いただいて、そのような競争環境の設定をしていきたいと考えて、鋭意折衝中であります。

運輸部門ですが「（１）海運における規制等の見直し」でありまして、高コスト構造の解消がこの分野では、特に内航海運の場合には、そういう環境が十分整っておりませんし、内航海運暫定措置事業というものが一つの行き当たりにもぶつかっているのではないかと。このような点を危惧いたしまして、その健全な建て直しという問題について、議論している最中です。

「（２）羽田空港第４滑走路の供用（２００９年）に向けた発着枠の配分ルールの明確化」という問題。「（３）輸出入通関制度の見直し」「（４）タクシー事業の在り方」。

もう一つの問題としては「（５）自動車検査制度の在り方について」は、先年、二輪車における３-２-２-２という車検期間が認められたところですが、自動車というものは当たり前のことですが、技術進歩が常にあるものでありますから、その技術進歩に応じて、その期間がどうあるべきかということは、やはりチェックし対応していくのは当然のことだと考えております。このような問題について、この残った時間で詰めてまいりたいということですが。

以上、いろいろな問題が入っておりますが、それぞれの関係省庁と現在、折衝を続けておりまして、何らかの結論に到達したいと考えております。

「ＩＴ・エネルギー・運輸分野」については、以上であります。

草刈議長 どうもありがとうございました。

では、続きまして「競争政策・法務・金融分野」は神田先生の担当ですが、欠席でございますので、事務局でお願いします。

萬谷企画官 それでは「競争政策・法務・金融分野」でございます。

「（１）金融分野における競争政策の一層の推進」から（４）まで４つの事項がございます。このうち（１）～（３）までは、これまでに御説明申し上げた中身と基本的には同じ方向でございますので、説明は省略させていただきます。

「（４）消費者信用法制の統一化」でございます。こちらは昨年、一昨年にかけて、この会議でもワーキンググループで取り上げてきたものでございますが、なかなか難航しておりましたものを、このたびまた新たな機運もございまして、今年度もワーキングで取り上げようということで、前回ペーパーにはございませんでしたが、このたび追加したものでございます。

ワーキングにおきましては、これまで外部との打ち合わせを重ねまして、更に（２）の事項につきましては、先般、業外団体からもヒアリングを行ったところでございます。これに「あじさい」「もみじ」の具体的な全国規制要望を絡めまして、来週、関係省からまたヒアリングを行うことといたしまして、更に最終答申に向けて、今後検討を重ねていきたいということでございます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

その次が「国際経済連携分野」、安居委員からお願いします。

安居委員 「国際経済連携分野」でございますが、ヒト・モノ・カネ・情報の中で、この3年間は非常に大きな問題であるヒトの問題を中心にやってまいりました。

7ページにポイントを書いておりますが、2つ非常に大きな問題がございます、1つは在留外国人の入国後におけるチェック体制をきちんと強化していくという問題でございます。2つ目が、現在は専門的あるいは技術的分野と評価されていない外国人労働者の受入れをどうするか。この2つでございます。これはいずれも今年の骨太方針の中にも記載されております。

1つ目の中の1点目のいわゆる在留管理の強化につきましては、ポイントの1つと考えておりました使用者から国の機関への報告義務について、3か年計画の内容も踏まえまして、厚生労働省の労働政策審議会で今、雇用対策法の改正法案の中で改正法案を19年の通常国会に提出するという方向で集中審議が行われておりまして、これは大分前に進んでいると思っております。

昨年度の第2次答申と7月の中間答申におきまして、各省庁の間でこの「18年度結論」という合意が得られております、その他の点、出入国管理法令、外国人登録法令の改正内容など、処置内容と処置時期につきまして、今それぞれの省で議論していただいておりますが、11月20日に内閣官房、総務省、法務省、厚労省、経済産業省をお招きして、ワーキンググループを開きたい。大体の方向をそこで固めさせていただきたいと思っております。2点目ですが、現在の受入要件というのは、大学卒以上あるいは実務経験10年以上というのが基本になっておりまして、それとまた別に国家資格の問題というのがありますが、その国家資格の要件を絡めて、もう少し要件を緩和していただきたいということが1つでございます。

その国家資格には業務独占資格というのと名称独占資格というのがございまして、業務独占資格の方は徐々にオープンになってきているんですけども、名称独占資格についても検討いただくということで話をしております。

2つ目の問題として、例えば日本語の能力あるいは技能実務経験を、日本語の能力試験あるいは技能検定試験などを通じて評価して、きちんとそれにパスした外国人を我が国で受け入れる。その場合に受入人数はトータルで何人にするかとか、あるいは送り出しも一国に固まるとまずいので、国別にある程度数字を決めるとか、あるいは全体的にそういう枠組みを含めました外国人の受入れに関する基本方針。これを定期的あるいは臨時的に閣議決定するというような仕組みなどにつきまして、今検討をしております。

これについてはいろいろ議論がありまして、先月30日もやったんですけども、なかなか進まないということが現状でございます。恐らく12月はもう無理だろうと思うので、3月に向けて少しでも思っているんですけども、どこまで行けるかというのを読むのは難しいという状況です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、続いて「医療分野」を鈴木議長代理から、またお願いします。

鈴木議長代理 「医療分野」につきましては、基本的に言いまして、昨年に医療分野が抱える根幹となる問題点については、大所はほぼ解決をしたと私は考えておりました、残っておりとしたら、株式会社による医療経営の解禁だという認識ですが、今年度はそういう残っております問題の他、これまで解決してきた課題の周辺に関わる問題、例えば混合診療の問題その他の問題について、それを更に制度的に補助するような周辺の環境整備を中心として取り上げたいということで、現在、鋭意折衝中です。

ここに書いてありますように、問題としましては10項目ほど挙げております。なお、前回に出しましたのと若干違っておりますのは、先回は12項目出しておったと思います。医療産業の国際競争力の強化、イノベーションの強化については、今後の改革の長期的な方針に関わる性格のものでありますから、さっき言いました第2章のところに考え方を述べさせていただいて、具体的施策からは外したいと思っております。

外国人看護婦等の労働力受入れに関しては、外国人ワーキンググループで検討がなされておるテーマでありますことから、医療ワーキンググループからは外しております。残余のものについては、前回御説明したものと変わりなく、その細部を詰めておるわけです。

「(1)医療従事者の資格制度の見直し」。医師免許の更新制を含めて、医療従事者の資格制度の見直し。特に専門医制度というものを民間の資格といいますか、民間のシステムとして、これを定着させていくことができないのか。こういう問題を中心としております。

「(2)医療従事者の労働派遣」につきましては、これはへき地だとか産休等の特別対応のためには、派遣労働が認められているのですが、そもそも派遣労働法ができたときに、古典的な港湾運送だとか、建設だとか、警備というものに加えて、なぜそのほか政令で定めるものとして書いて、その政令で定めるのは政令の第2条ですが、ほとんど医療従事者だけが例外項目に挙がっているわけですがけれども、派遣労働が今日みたいに一般的になってまいりますと、むしろこの人たちこそ派遣労働に適しているのではないかという考え方から、この政令自体を改定して、医療従事者をそこから除くことはできないのか。このような視点であります。

「(3)株式会社による医療経営の解禁等」につきましても、これはきちんとした議論というものは今後も続く問題ですから、後継的な機関が、これを考えるに当たっての従来何が問題となって議論が進まなかったのか。当会議としては、どのように考えているのかという点は、きちんと整理しておきたいと思っております。その間においても株式会社の経営の優れた点は、従来の医療法人でも、取り入れる必要はないのかという考え方あります。

高度技術を有する外国人医師について、これを頭から認めることはできないのかということ。いわゆる臨床修練制度というので、学ぶ人についてはこれが臨床をすることは

できるわけですがけれども、今度は教える人の臨床という問題を学ぶ人の制度の応用ではなくてやっていきたいということです。

薬価の参照制度の導入を図っていくという問題を取り上げております。

「(6)国際共同治験制度の促進」ですが、日本の医療が周回遅れになる原因としては、治験が一つのネックになっておって、治験量が少ないという問題があるということは先回も申し上げましたが、その治験をもう少しスムーズにする方法を考えることが必要です。そうでないと周回遅れという状態は変わりません。

どうしたらよいかということになると、国際的に共同して治験をやって、その治験結果を日本の医薬品あるいは医療用器具の治験として採用することができるというシステム。これは既にスタートしておりますけれども、これを促進するということです。

それから、外国で一般的に広く通用しておって、皆さんが外国に行くとお使いになるような薬であって、日本ではまだ認められていないもの。こういうような薬については、もう少し簡易にそれを認めるというシステムをつくれぬのか。そして、もしそれに対して危惧があるとすれば、事後的にそれをフォローするというような体制によって、外国ではみんな使っておるのに日本ではだめだという問題をクリアーできないか。これも治験に関わる問題だと思っております。

そのほかは地域社会の貢献に見合ったメリハリのある、一生懸命にやってくれるお医者さんとか、医療機関に対しては点数についてメリハリを付けるという問題。

DRG/PPSというのは、当会議の最終的な目標としておる課題です。医療費というものは1回ごとの診察によって出来高で払われるものではなく、現在はDPCと言っております、1日入院幾らで払っている部分もありますが、それを一疾病幾らという形になるという方向を目指すべきだということで、これは積年の問題でして、医療改革の一つのゴールとも言えるわけです。これ繰り返し過去も言ってきて、その方向はほぼ認められておるのですが、いつそれにどういう形で乗り移るのがはっきりしない。それを決めないといけないという問題を議論したいと思っております。

最後に「(10)医師とコ・メディカルの間の実施可能業務の見直し」というもので、チーム医療といいますけれども、そのチーム医療の中でも看護師にももう少し権限を与えて判断をさせてもよい部分があるのではないか。その他の医療関係職種についても同じ。

現在までは医師だけがすべてを決定し判断することができ、他の者は医師の指示に従うという形でありましたけれども、もう少し実態に即した物の考え方に変えたらどうか。こういうものが盛りだくさんのテーマに入っておりますが、現在関係者の意見を聞きつつ、案文について調整を図っておるところです。

以上であります。

草刈議長 ありがとうございます。続いて「教育・研究分野」は、私から簡単に御説明をします。アイテムとしては、ここに書いてあるもので4項目ありまして、これは前も御説明したので省略します。

今、保護者あるいは教育委員会に対するアンケートというのをやっておるんですが、例えばいじめへの対応というところで、せっかく去年、今年の前半でやった学校選択制度というのがいじめの対応策として非常に重要だということなんですが、これが実はほとんど知らされていないという事実がありまして、愕然しておりますので、この辺を含めて、これから文科省といろいろとやっていこうと思っています。

その場合に子どもが中心に据えてきた考え方について、ちょっとだけ御説明しますが、子どもを中心に据えた考え方は、学習者本位の教育ということでありまして。これを実現するために教育に対して常に学習者側からの評価が反映されなければならないということなのです。

具体的に言いますと、学習者による教員評価、学校評価を確実に実施して、その結果をしっかりと公表する。勿論それだけではなくて、指導者からの評価も要るでしょうが、今、欠けているのはこの点だと。そして、この情報を基に学校選択が行われたり、児童生徒数を基準とする教育予算の配分方法を変えるという意味で、教育バウチャーというのが出てきているわけでありまして。

つまり児童生徒、保護者に支持される教育にすることが、学校や教員の励みになる。そして、学校をよくする基本的なテーゼではないかと思っておるところでございます。

それで教員の資質向上についても考え方は全く同じで、指導力の不足している教員、不適格教員。不祥事が最近枚挙にいとまがないというぐらいであります。学習者による教員評価を中心に据えた現場での事後チェックシステムによって、定期的に教員に資質を安定することが大変有効ではないかと思っています。

教育委員会制度についても基本的な考え方は同様でありまして、教育委員会の在り方について、抜本的な改革が今いろんな方面で急がれているわけでありましてけれども、教育委員会が学習者側の意向に敏感に反応して、責任をもって教育を提供できる体制を整備しなければいけないということも同様でございます。

このように学習者側からの評価ということは、教育全般に通じる中心的な視点であるわけですが、これは去年の第2次答申において合意した事項ともオーバーラップしております。

第2次答申で合意した事項が、どこまで現場に浸透して実効性を持っているかという辺りの検証をしながら、今の学習者側の評価という辺りを中心にして、今から11月下旬に文科省といろんな形で議論していくつもりでございます。

教育については以上でございます。

続いて「農業分野」については南場委員が今日は御欠席ですので、事務局からお願いいたします。

岩村企画官 「農業分野」について御説明させていただきます。

農業分野につきましては、意欲と能力のある農業経営者。こういう方が創意工夫を發揮して自由に競争できるような環境を早期に整備する。

もう一点は、我が国の農業の活性化なり産業としての自立。こういった考え方の下、既に事務局で農業関係者 20 人のヒアリングをしまして、その中から 5 名ワーキングに来ていただいて、お話を伺いました。また、東京穀物取引所、会計士、更に官業のワーキングと共同で農薬関係を 2 回ほどヒアリングをしております。

前回の資料と異なりますのは、1 つは米の先物の問題。これについて前回資料では入っておりましたけれども、東穀からのヒアリングを踏まえまして、現段階 12 月末までの答申に盛り込むことは時期尚早という判断をいたしましたものですから、今回落としてございます。

ここに挙げた 1 ~ 8 までの課題につきましては、なるべくその多くが年末答申に盛り込まれるよう努力していきたいと思っておりますけれども、去る 11 月 8 日には公正取引委員会と意見交換を行いまして、公正取引委員会が今、策定中の農協関係のガイドライン。これについての周知徹底と実効性確保というのを当会議として要請をしたところでございます。

中小企業庁は本日夕刻、この会議の後に意見交換をする予定でございまして、更に明日、農林水産省とこの 8 つの点について意見交換を行うということを予定しております。それを踏まえて答申案文をつくりまして、更に検討を重ねて、より多くの成果を上げていくよう努力したいと考えております。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、黒川委員から「住宅・土地分野」についてお願いします。

黒川委員 これまでも何度も申し上げますけれども「(1) 建築規制の見直し」と「(2) 不動産取引の環境整備」のことですが、ストックされている中心市街地にある都市インフラというのを有効活用しましょう。これまでの郊外から答申に通うという形が少しずつ崩れてきていて、だから、都心の土地の高度利用が可能になっているということを観点について、建築規制や何かについて見直していただくということで、ずっと議論してきました。

ここには建築規制のことだけが書いてございますけれども、都心のインフラを有効活用しようということになると、道路の場合は ETC が使われて、ピークロード・プライシングの考え方が取り入れられるようになってきたんですけれども、鉄道についてもそういうことが可能な条件ができていくということで、今、交渉中です。

こういうふうに都心にあるインフラをできるだけ有効活用して、都心の機能を高度化させていくような考え方ということが大都市地域では考えられていて、地方都市では改正まちづくり三法の中の中心市街地にストックされている都市インフラをできるだけ有効に使ったまちづくりということに資するような観点から、我々の方から言えることを国交省の方と交渉してきています。

もう一つの問題は、不動産取引の話でして、我々は何となく自信を持っているのは、今

年の初めから始めています不動産取引価格の一部公表というのがホームページに載せられて、すごく反響を得ているようで、これなら本気になるかという状態になっていますので、うまくすると懸案だった不動産取引価格情報が全部公表できる環境に進められるかもしれないということで、私たちは今そこにエネルギーを注いでいます。

それ以外にも定借とか事業者借地の期間を伸ばすような問題とか、不動産取引のプロセスで発生するさまざまな瑕疵問題に関する保険の問題とか、登記に関する問題で中間省略登記という概念で、今、最高裁で裁判になっている問題ですけれども、その問題についても検討中で、今日この後ヒアリングがあります。

草刈議長 ありがとうございます。

最後になりますが、志太委員から、いわゆる特区と全国規模の民間の規制改革要望。これについて、この前もお話しいただいたので、その後何か変化があるようなことがございましたら、御報告をお願いしたいと思います。

志太委員 この前、御報告いたしました。10月2日から31日まで、1か月間「もみじ月間」で要望の受付をいたしまして、6～7か所ぐらい全国を回ってキャラバンをしてまいりました。

現在、規制改革・民間開放要望というのでは、86の主要団体から536項目の提案がございました。提案件数の多かったのは日本経済団体連合会の87件と日本ニュービジネス協議会連合会の70件でございます。信託協会が33件もでございます。特区は全部で279ございましたので、合計しますと815の提案がございました。特にこのニュービジネス協議会連合会の提案が全部合計しますと107で、100を初めて超えました。大変喜んでおります。そして、現在受け付けた要望については、各ワーキンググループに振り分けの上で担当省庁の振り分けをしているところです。今週末には各省に検討要望を行い、24日に回答をもらおうという予定でございますが、要望してから10日足らずで回答を取るということは、なかなか御迷惑をかけて大変だと思うんですが、今年はこのタイムスケジュール上そういうことになるんですが、今後少し考えていかないといけないのではないかということ強く感じます。

いずれにしても、成果を上げなければいけないものですから、各委員のワーキンググループの方々、よろしく御協力賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

草刈議長 皆さんよろしく御協力のほど、お願いをいたします。

以上で今日の議論は終わりでございますが、若干時間がございますので、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ申し上げます。

内閣府副大臣 皆様、本当に御苦勞様でございます。お世話になります。是非12月の詰めに向けて、それぞれ鋭意御検討いただきたらと思いますし、用心棒が必要であるという場合には、お声をかけていただければ、私ども必要あらば参りますので、お願いしたいと思います。

個別の話でございますが、何点か気が付いたところを申し上げさせていただきたいと思

います。鈴木代理からお話のありました科学技術振興機構と学術振興会ですね。これは独法の方でも今回当たっておりまして検討しておりますし、行政減量・効率化会議で出た意見は、組織論も去ることながら、最近、科学技術は予算が増えておりますので、いわゆる1人の先生のところに随分集まってしまったりとか、iPodを買ってしまったとか、ああいうことがありまして、iPodは私がお場で詰めたら、あれは記憶の媒体なので、完全な不正使用にはならないという見解を文科省は持っているということですので、ちょっと倒れそうになりましたが、全般的にイノベーションの方でもやっていただきますけれども、科研費のみならず、ほかのファンディング・エージェンシーも含めた全体の名寄せ、エフォートという仕組みがございますけれども、そういうものも検討してやってくださいというふうに、そちらの方にもお願いをしておりますが、是非両々相まってやっていただくありがたいなと思えました。

白石先生からお話のありました、まず認定こども園で、地方で上乗せ規制があるというのはけしからぬというほどのことでもないかもしれませんが、もし具体的に調べた結果があれば、後で御教示いただければと思います。

(4)で都市型の基準というお言葉がありまして、まさに私などは山口県なものですから、あまり待っている人がいないんです。一方、都市では非常に待っている人が多くて、待機児童ゼロということになっておりますので、待機児童がどれぐらいいるのかに応じて、例えば規制の形態の在り方を変えとか、特区とか、いろいろとやり方はあると思います。是非そういう方向で、全体にやろうと思うといろいろ当てはまらないということがあると思いますので、お願いをしたいと思えます。

原先生がおっしゃっておられました、通知・通達のところがございますが、これは党でも新規の規制については必ず法案の承認をするときに全部やっておりますが、これは非常に量が多いので、いわゆる新規のものはやれるんですが、在庫についてはかなり通知・通達まで行きますと、膨大な量がありますので、12月までなかなか全部というわけにはいかないと思いますので、これは引き続きやっていかなければならないと思っております。

前後しますが、先ほど安居委員から(2)で業務独占資格と名称独占資格で、私は聞き間違えたのかなと思ったんですが、名称独占資格の方が難しいということですか。普通はこちらの方が軽い縛りであるのかなと思っていました。

安居委員 業務独占の方は、試験とかがきちっとしているんです。ですから、きちっと国家試験を通れば働いてもいいという話はできるんですが、名称独占の方は試験が必ずしもきちっとしていない面がございます、それでみんな困るといって逃げてしまうということなんです。

内閣府副大臣 自信がないということですね。

安居委員 例えば介護士などが今そうなんですけれども、国家試験を受けるのと、国家試験を受けないでなるのと両方あるものですから、そういうことです。

内閣府副大臣 よくわかりました。以上でございます。ありがとうございました。

草刈議長 ほかの皆さん、政務官も何かございますか。

内閣府大臣政務官 林大臣がおっしゃったことに関連して、この認定こども園をつくる法案に直接関わった者でございましたので、非常に関心が高こうございまして、やはり心配していたことが現実には起きているという思いでございます。

実は、利用者と契約者の直接契約の導入ということも、非常に競争が激しくなって、ある保育園、認定こども園に偏らないようにということもやっていただきたい。

それから、厚労省と文科省の縦割を、現場が非常に困っているという声も多かったものですから、なるべく連携を深めていくような、ここを見ましたら、我々がこの法案ができたときにちょっと感じたことが、やはり現場で起こっているのかという危惧をいたしますので、どうかその辺をよろしくお願いしたいと思います。

それから、認定の規制を緩めるようにということも、民間でやっているところもたくさんございますので、その点についても深く議論していただきたいという思いでございます。よろしくお願いいたします。

白石委員 林副大臣と政務官には、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。私もすべてを調べ尽くしたわけではございませんけれども、例えば調理施設などは置かずとも、外部委託でもOKというような国の基準はありますが、ある県を見ますと、きちんと摂食の状況を把握できるようにすることということがありまして、きちんと園児たちが食べたか、食べないか、食べ残しがどれくらいあったかというような、きめ細やかなフォローアップをするような求めた都道府県のルールもありますし、また面積規定のところなどでも、国の基準を更に厳しくするように、1人当たりの面積を過大に求めたものもあります。

なぜそういうことが起こっているのかといいますと、国から各都道府県に、こういうルールをつくりなさいというのが下りてきたのが夏ぐらいなんです。それから各都道府県が急いで委員会を構成しましたけれども、その委員会に入っている人たちの多くが、既存の幼稚園や保育園の関係者ということもあり、新規参入組については非常に厳しいルールを設けたという見方がございます。

ベビーホテルなどで起こった、過去の悲惨な事故をとらえて、やはりきちんとした面積をとということで都道府県が責任を明確にしたかったという点もあると思いますけれども、果たしてそこで起こったものが面積規定によるものなのか、処遇によるものなのかわかりませんので、そこを厳しくきちんと実証的に詰めていくことが必要ではないかと思えます。

ありがとうございました。

内閣府大臣政務官 よろしくお願いいたします。

草刈議長 まだ若干時間がございますので、どうぞ。

原委員 2点なんですけれども、1点は林副大臣の方から、通知・通達のお話が出て、多分聞かれた方も、法律が1,800本あったら、通知・通達を、どんな作業をしているのかと思われるかと思いましたので、少し補足をいたしますと、通知・通達の定義というもの

を設けて、それを分類して、どの分類に入るのかということをもとに明確にしてみて、規制がかかるもの、定期的な見直しが必要なものという作業を順次進めているというところになります。

内閣府副大臣 幾つぐらいありましたか。

原委員 箱は3つになります。

内閣府副大臣 3つぐらいの箱で整理しているということですね。

原委員 そうです。そういうことをやっていくというところから進めております。

もう一点なんですが、一番最初に説明なされた骨子の案なんですが、書き方でもう一言付け加えていただきたいと思いますのが「I はじめに」「II 今後の規制改革の推進に向けた課題」となっていて、2つ目ののところなんですが「改革と競争を通じたオープンな経済社会の実現」と書かれているのですが、例えば競争政策も官製市場改革もそうなんですが、オープンなだけではなくて、オープンで公正な経済社会を目指して規制改革というのを進めていると思いますので、公正なという文言を追加していただいて、文章の中にも生かしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

草刈議長 事務局は、それで特にありますか。

ほかに何か御意見があればどうぞ。もし特にございませんでしたら、これで終わりますけれども、事務局の方にお渡しして、何かリマーク、スケジュールの点で何かありましたらお願いします。

井上参事官 次回の日程につきましては、改めてまた御相談をさせていただきます。特に今、事務局からはございません。

草刈議長 スケジュールについては、また御連絡を申し上げるということで、今日は13日で、あと大体1か月がすべて与えられた時間ということになりますので、皆さん御多忙は重々承知してはいますが、是非全力投球をして、最後にちゃんとした遺言書を残していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。遺言書と一緒に遺産相続もやっていただきたいと思います。そういうことで、よろしく願いいたします。

それでは、今日はいつもと違った雰囲気、随分きれいなところで会議をやらせていただいて、慣れないところに来ていただいて、ありがとうございました。

それでは、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。